

「子ども・子育て支援新制度に関する各条例（案）」に対する 意見募集の実施について

1 趣旨

すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、早ければ平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」の本格実施が予定されている。

その中で、教育・保育施設や地域型保育事業に関する認可基準や、認可された施設及び事業者が運営基準を満たしていることを確認するための基準については、国が定める基準を踏まえたうえで、各自治体が条例によって定めることとされており、また、平成27年度以降の教育・保育施設及び事業を利用するための保育の必要性を認定するための基準等についても、今後国から示される基準に基づいて、各自治体で基準の整備を行う必要がある。

これに伴い、現在奈良市では条例等策定の準備を進めており、これらの条例等策定に市民の意見を反映させるため、「奈良市パブリックコメント手続に関する指針」に基づき、市民に公開し広く意見募集を行う。

2 意見募集案件

- (1) 奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子（案）
→ 新たな幼保連携型認定こども園に関する認可基準を定める。
- (2) 奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子（案）
→ 20人未満の小規模な保育事業である地域型保育事業に関する認可基準を定める。
- (3) 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例骨子案（案）
→ 教育・保育施設や地域型保育事業を実施する事業者が、給付費（国・市からの財政支援）の対象として適切に運営されているかどうかを確認するための基準を定める。
- (4) 奈良市支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準骨子（案）
→ 平成27年度以降の教育・保育施設や地域型保育事業を利用する際に必要となる保育の必要性の認定について、国が定める条件を除く事項を定める。

※ 今後国から示される通知等に基づき、上記の骨子（案）の内容を修正する可能性がある。
また、条例で定めない細部の事項については、今後国または市が規則等により定める。

3 募集期間

平成26年6月2日（月）～平成26年6月20日（金）【必着】

4 意見募集の対象者

- (1) 市内に在住・在勤・在学の方
- (2) 市内に事務所を有する個人、法人その他の団体

5 閲覧場所

- (1) 市ホームページ
 - (2) こども園推進課（市役所中央棟 1 階）、保育所・幼稚園課（市役所中央棟 1 階）
 - (3) 総務課（市役所北棟 5 階）
 - (4) 各出張所（西部・東部・北部）
 - (5) 各行政センター（月ヶ瀬・都祁）
- ※(2)～(5)については、土日祝を除く、募集期間中の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで。

6 意見提出方法

- ・ 別添の『「子ども・子育て支援新制度に関する各条例（案）」に対する意見提出用紙』（以下「提出用紙」）に日本語で記入し、郵便または信書便・ファクシミリ・電子メール、持参のいずれかの方法により、(1)の骨子（案）についてはこども園推進課へ、(2)～(4)の骨子（案）については保育所・幼稚園課へ提出。
- ・ 提出用紙については、市ホームページからダウンロード可。
- ・ 提出用紙は 4 件の骨子（案）で共通様式となっており、複数の骨子（案）に対して意見を提出する場合は、1 件の骨子（案）に対して 1 枚の提出用紙を使用すること。
- ・ 提出用紙へは、意見のほか、個人の場合は氏名・住所・電話番号を、法人その他の団体の場合は名称・所在地・電話番号の記載を必須とし、これらの項目が明記されていない場合は受付しない。
- ・ 電話、訪問等による口頭での意見は受付しない。

7 意見への対応

- ・ 受付した意見については、要点を項目ごとに整理集約したうえで、それに対する市の考え方を後日市ホームページ上で公表するが、意見に対する個別の回答は行わない。
- ・ 提出用紙に記載された個人情報、本件以外の他の目的には使用しない。
- ・ 提出された原稿等は返却しない。